

学習指導要領の文脈を読み取ろう。

※学習指導要領対策のコツは「キーワード」をきちんと押さえること。

演習1 第1(第1款) 小学校, 中学校, 高等学校教育と教育課程の役割

何ができるようになるか

第1 小学校教育(中学校教育, 高等学校教育)の基本と教育課程の役割

- 1 小(中, 高)学校教育の基本と教育課程の役割
- 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開
 - (1) 確かな学力 (2) 豊かな心 (3) 健やかな体
- 3 育成を目指す資質・能力
- 4 カリキュラム・マネジメントの充実

問1 次の文は、**小学校(中学校)学習指導要領(平成29年3月告示)**第1章第1「小学校(中学校)教育の基本と教育課程の役割」及び**高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)**第1款高等学校教育の基本と教育課程の役割」の一部を抜粋したものである。文中の()に入る適語の正しい組み合わせをア～オから選べ。

基礎的・基本的な(①)を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な(②)等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との(③)を促す教育の充実に努めること。その際、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、児童(生徒)の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童(生徒)の(④)が確立するよう配慮すること。

- | | | | | |
|---|---------|----------------|-----|--------|
| ア | ①知識 | ②知識及び技能 | ③協調 | ④基礎学力 |
| イ | ①技能 | ②思考力, 判断力, 表現力 | ③協働 | ④確かな学力 |
| ウ | ①学力 | ②知識及び技能 | ③協調 | ④学習習慣 |
| エ | ①知識及び技能 | ②思考力, 判断力, 表現力 | ③協働 | ④学習習慣 |
| オ | ①理解力 | ②思考力, 判断力, 読解力 | ③協力 | ④生きる力 |

問2 次の文は、**中学校(小学校・高等学校)学校新学習指導要領総則解説の「確かな学力(第1章第1の2の(1))**について述べた部分である。()に入る適語の正しい組み合わせをア～オから選べ。

教育基本法第2条第1号は、(①)として「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養」うことを規定し、学校教育法第49条の規定により中学校に準用される第30条第2項は、中学校教育の実施に当たって、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な(②)を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な(③)その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と規定している。

本項は、こうした法令の規定を受け、生徒が(④)を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な(②)の習得と、(③)等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めることを示している。加えて、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する(④)を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者

を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要であることから、学校教育法第30条第2項に規定された事項に加えて、「個性を生かし多様な人々との協働を促す」ことを示している。

- | | | | | |
|---|---------|---------|--------------|--------|
| ア | ①教育の理念 | ②知識及び技能 | ③思考力、判断力、読解力 | ④生きる力 |
| イ | ①教育の目的 | ②知識及び技能 | ③思考力、判断力、表現力 | ④確かな学力 |
| ウ | ①教育の目的 | ②学力 | ③思考力、判断力、表現力 | ④協調性 |
| エ | ①教育の目的 | ②読解力 | ③思考力、判断力、表現力 | ④生き抜く力 |
| オ | ①教育の在り方 | ②知識及び技能 | ③思考力、判断力、読解力 | ④確かな学力 |

問3 次の文は、**小学校学習指導要領(平成29年3月告示)**第1章第1「**小学校教育の基本と教育課程の役割**」の一部を抜粋したものである。文中の□1～□3に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤の中から一つ選び、番号で答えなさい。

(沖縄県平成29年7月実施の採用試験)

学校における道徳教育は、□1(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、□2ための基盤となる□3を養うことを目標とすること。

- | | | | |
|---|-------------------------|-------------------|-----------|
| 1 | ①全ての教科で実践する道徳 | ②総合教育的な道徳 | ③主体性を養う道徳 |
| | ④道徳の時間 | ⑤特別の教科である道徳 | |
| 2 | ①自然や自他の生命を尊重する | ②社会の一員として、善悪を判断する | |
| | ③節度を保ち、よりよい生活習慣を身につける | ④国際社会の中で積極的に貢献する | |
| | ⑤自立した人間として他者とともによりよく生きる | | |
| 3 | ①倫理観 | ②協調性 | ③道徳性 |
| | | ④生きる力 | ⑤自律性 |

問4 次の文は、**中学校学習指導要領(平成29年3月告示)**第1章第1「**中学校教育の基本と教育課程の役割**」及び**高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)**第1章第1款「**高等学校教育の基本と教育課程の役割**」一部を抜粋したものである。文中の□1～□3に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤の中から一つ選び、番号で答えなさい。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する□1を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、□2を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、**公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し**□3に資することとなるよう特に留意すること。

- | | | | | | |
|---|--------|---------|-------|---------|-------|
| 1 | ①尊厳 | ②謙虚な気持ち | ③畏怖の念 | ④厳粛な気持ち | ⑤畏敬の念 |
| 2 | ①伝統と文化 | ②風習 | ③大衆文化 | ④思想と慣習 | ⑤生活様式 |

3

- ①持続可能な社会 ②よりよい人間の育成 ③協調性と協働できる日本人
 ④未来を拓く主体性のある日本人の育成 ⑤連帯感と協調性を発揮できる日本人

問5 次の文は、**中学校(小学校)新学習指導要領総則解説の「道德教育の展開と道德科1の2の(2)」**について述べた部分である。()に入る適語の正しい組み合わせをア～オから選べ。

道德教育は人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、(①)な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもあることに鑑みると、生徒の生活全体に関わるものであり、学校で行われる全ての教育活動に関わるものである。

各教科、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ固有の目標や特質があり、それらを重視しつつ教育活動が行われるが、それと同時にその全てが教育基本法第1条に規定する「人格の完成を目指し、平和で(①)な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としている。したがって、それぞれの教育活動においても、その特質を生かし、生徒の学年が進むにつれて全体として把握できる(②)や個々人の特性等の両方を適切に考慮しつつ、人格形成の根幹であると同時に、(①)な国家・社会の持続的発展を根底で支える道德教育の役割をも担うことになる。

中でも、特別の教科として位置付けられた道德科は、(③)を養うことを目指すものとして、その中核的な役割を果たす。道德科の指導において、各教科等で行われる道德教育を補ったり、それを深めたり、(④)を考えて発展させ、統合させたりすることで、学校における道德教育は一層充実する。こうした考え方に立って、道德教育は(⑤)として学校の教育活動全体を通じて行うものと規定している。

- ア ① 民主的 ② 発達の特性 ③ 倫理観 ④ 相互の関連 ⑤ 道德科を要
 イ ① 民主的 ② 発達の様子 ③ 道德性 ④ それぞれの関連 ⑤ 道德科を要
 ウ ① 民主的 ② 発達の段階 ③ 道德性 ④ 相互の関連 ⑤ 道德科を要
 エ ① 豊か ② 発達の段階 ③ 道德的価値 ④ 相互の関連 ⑤ 国語科を要
 オ ① 民主的 ② 発達の状況 ③ 道德性 ④ それぞれの関連 ⑤ 道德科を中心

問6 次の文は、**中・高等学校学習指導要領(平成29年3月告示)第1章第1「中(高等)学校教育の基本と教育課程の役割」**の一部を抜粋したものである。文中の 1 ～ 4 に適切なそれぞれの下記の選択肢①～⑤の中から一つ選び、番号で答えなさい。

学校における体育・健康に関する指導を、生徒の 1 を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かな 2 の実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における 3 の推進並びに体力の向上に関する指導、 4 に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道德科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

- | | | | | | |
|---|----------|-------|--------|--------|--------|
| 1 | ①発達の状況 | ②運動能力 | ③発達の段階 | ④発達の特性 | ⑤興味・関心 |
| 2 | ①スポーツライフ | ②学校生活 | ③成長 | ④人生観 | ⑤運動能力 |
| 3 | ①健康教育 | ②食育 | ③栄養教育 | ④保健体育 | ⑤性教育 |
| 4 | ①災害 | ②安全 | ③危機管理 | ④環境 | ⑤病気 |

問7 次の文は、**中学校新学習指導要領総則解説の「(3)健やかな体1の2の(3)」**について述べた部分である。()に入る適語の正しい組み合わせをア～オから選べ。

これからの社会を生きる生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の(①)であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「(②)」を支える重要な要素である。生徒の心身の調和的発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、(③)の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。また、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や、(④)等の進展に伴う生徒を取り巻く環境の変化などを踏まえ、生徒の(⑤)に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要である。さらに、生徒が心身の成長発達について正しく理解することが必要である。

- | | | | | | |
|---|------|---------|--------|-------|----------|
| ア | ① 基礎 | ② 生きる力 | ③ 保健指導 | ④ 情報化 | ⑤ 健やかな成長 |
| イ | ① 基本 | ② 確かな学力 | ③ 食育 | ④ I T | ⑤ 安全・安心 |
| ウ | ① 源 | ② 生きる力 | ③ 給食指導 | ④ 情報化 | ⑤ 健康 |
| エ | ① 源 | ② 生きる力 | ③ 食育 | ④ 情報化 | ⑤ 安全・安心 |
| オ | ① 源 | ② 確かな学力 | ③ 食育 | ④ I T | ⑤ 健やかな成長 |

問8 次の文は、**小(中)学校学習指導要領(平成29年3月告示)総則「第1 小(中)学校教育の基本と教育課程の役割」**の一部である。文中の ～ に適切なそれぞれの下記の選択肢①～⑤の中から一つ選び、番号で答えなさい。

また、ア～ウに適語を入れなさい。

1 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童(生徒)に、を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の指導を通してどのようなの育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童(生徒)の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) (ア)が習得されるようにすること。
 (2) (イ)等を育成すること。
 (3) (ウ),人間性等を涵養すること。

- | | | | | | |
|--------------------------------|--------|---------|--------|--------|---------|
| <input type="text" value="1"/> | ①確かな学力 | ②人間性豊かな | ③生きる力 | ④生き抜く力 | ⑤学びに向う力 |
| <input type="text" value="2"/> | ①資質・能力 | ②生きる力 | ③確かな学力 | ④学習意欲 | ⑤人間力 |

2 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要なな体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「」という。)に努めるものとする。

- | | | | | | |
|--------------------------------|---------|--------------|----------|--------|------|
| <input type="text" value="3"/> | ①人的又は物的 | ②チーム学校としての人的 | ③予算的 | ④総合的 | ⑤組織的 |
| <input type="text" value="4"/> | ①組織力 | ②P・D・S | ③マネジメント力 | ④チーム学校 | |

⑤カリキュラム・マネジメント

問9 次の文は、**中学校新学習指導要領総則解説の第3章教育課程の役割「カリキュラム・マネジメントの充実」**について述べた部分である。()に入る適語の正しい組み合わせをア～オから選べ。

本項は、各学校が教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことができるよう、カリキュラム・マネジメントとは何かを定義するとともにその充実について示している。

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより(①)に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら(②)に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、

- ・ 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を(③)な視点で組み立てていくこと、
 - ・ 教育課程の実施状況を(④)を図っていくこと、
 - ・ 教育課程の実施に必要な(⑤)な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義している。

- ア ①実践的 ②組織的かつ効果的 ③教科等横断的 ④評価してその改善 ⑤人的又は物的
イ ①計画的 ②効果的かつ計画的 ③教科等横断的 ④評価してその改善 ⑤人的又は物的
ウ ①効果的 ②効果的かつ組織的 ③教科等横断的 ④計画的な評価 ⑤予算と人的
エ ①実践的 ②組織的かつ計画的 ③教科等横断的 ④振り返りその評価 ⑤地域共同体的
オ ①効果的 ②組織的かつ計画的 ③教科等横断的 ④評価してその改善 ⑤人的又は物的

問10 次の文は、**高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)総則の第1款「高等学校教育の基本と教育課程の役割」**について述べた部分である。()に入る適語の正しい組み合わせをア～オから選べ。

1 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業や(①)に関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい(②)の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

- ア ① 地域連携 ② 労働観
イ ① 共同参画 ② 社会観
ウ ① ボランティア ② 勤労観、職業観
エ ① 地域連携 ② 生活習慣
オ ① 社会奉仕 ② 社会参加

2 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が(①)に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき(②)しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての(③)を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる(④)を養うことを目標とすること。

- | | | | | |
|---|-------------|------|----------|------|
| ア | ① 社会参画と自己実現 | ② 協働 | ③在り方 | ④道徳性 |
| イ | ① 自己実現 | ② 行為 | ③生き方 | ④道徳性 |
| ウ | ① 自己探求 | ② 参画 | ③在り方・生き方 | ④道徳性 |
| エ | ① 自己探求と自己実現 | ② 行為 | ③在り方・生き方 | ④道徳性 |
| オ | ① 平和の追求 | ② 実践 | ③在り方・生き方 | ④道徳性 |

問11 次の文は、**小学校(中学校・高等学校)新学習指導要領総則解説の「育成を目指す資質・能力」**について述べた部分である。()に入る適語の正しい組み合わせをア～オから選べ。

1 本項は、児童(生徒)に知・徳・体のバランスのとれた「(①)」を育むことを目指すに当たっては、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが
ら教育活動の充実を図ること、その際には児童(生徒)の(②)や特性等を踏まえ、「(③
)」の習得と「(④)、判断力、表現力等」の育成、「(⑤)、人間性等」の涵養という、
資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することを示している。

- | | | | | | |
|---|--------|--------|---------|------|----------|
| ア | ①確かな学力 | ②発達の段階 | ③知識及び技能 | ④思考力 | ⑤人間力 |
| イ | ①生きる力 | ②発達の段階 | ③知識及び技能 | ④創造力 | ⑤学びに向かう力 |
| ウ | ①確かな学力 | ②発達の段階 | ③知識及び技能 | ④思考力 | ⑤人間力 |
| エ | ①生きる力 | ②発達の段階 | ③知識及び技能 | ④思考力 | ⑤学びに向かう力 |
| オ | ①生きる力 | ②発達の段階 | ③知識及び技能 | ④思考力 | ⑤人間力 |

2 今回の改訂は、「(①)」の育成という教育の目標が各学校の特色を生かした教育課程の
編成により具体化され、教育課程に基づく個々の教育活動が、児童(生徒)一人一人に、社会の
変化に受け身で対応するのではなく、(②)に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮
し多様な他者と(③)しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手とな
るために必要な力を育むことに効果的につながっていくようにすることを目指している。その
ためには、「(④)」という教育の内容を重視しつつ、児童(生徒)がその内容を既得の知識
及び技能と関連付けながら深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できる、生きて働く知
識となることを含め、その内容を学ぶことで児童(生徒)が「(⑤)」を併せて重視する必要
があり、児童(生徒)に対してどのような資質・能力の育成を目指すのかを指導のねらいとして
設定していくことがますます重要となる。

- | | | | | | |
|---|--------|------|-----|--------|--------------|
| ア | ①生きる力 | ②能動的 | ③協力 | ④何を学ぶか | ⑤何ができるようになるか |
| イ | ①確かな学力 | ②主体的 | ③共有 | ④何を学ぶか | ⑤何ができるようになるか |
| ウ | ①生きる力 | ②積極的 | ③協働 | ④何を学ぶか | ⑤何ができるようになるか |
| エ | ①確かな学力 | ②主体的 | ③協働 | ④何を学ぶか | ⑤何ができるようになるか |
| オ | ①生きる力 | ②主体的 | ③協働 | ④何を学ぶか | ⑤何ができるようになるか |

演習2 第2(第2款) 小学校, 中学校, 高等学校 「教育課程の編成」

第2 教育課程の編成

何を学ぶか

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力
 - (1) 学習の基盤となる資質・能力
 - (2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通的事項
 - (1) 内容の取扱い
 - (2) 授業時数等の取扱い

※高等学校学習指導要領

- 各教科・科目等の標準単位数表省略
- 主として専門学科に開設される各教科・科目省略
- 通信制の課程における教育課程の特例省略

- (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
- 4 学校段階等間の接続
 - (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実
((1) 義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成)
 - (2) 中学校教育及びその後の教育との接続
((2) 高等学校教育及びその後の教育と円滑な接続)

問1 次の文は、**小学校・中学校学習指導要領(平成29年3月告示)**及び**高等学校学習指導要領の「教育課程の編成」**の一部を抜粋したものである。文中の **1** ~ **4** に適切なそれぞれの下記の選択肢①~⑤の中から一つ選び、番号で答えなさい。

- 1 教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が **1** と共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。
- 2 各学校においては、児童(生徒)の発達の段階を考慮し、**2**、情報活用能力(情報モラルを含む。)問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、**3**な視点から教育課程の編成を図るものとする。
- 3 各学校においては、児童(生徒)や学校、地域の実態及び児童(生徒)の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や**4**等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、**3**な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

- | | | | | | |
|----------|--------|--------|---------|----------|---------|
| 1 | ①家庭や地域 | ②地域社会 | ③学校全体 | ④学校全体や地域 | ⑤学校や家庭 |
| 2 | ①言語能力 | ②運動能力 | ③学習能力 | ④表現力等 | ⑤読解力 |
| 3 | ①探求的 | ②人的・物的 | ③知識・技能的 | ④総合的・横断的 | ⑤教科等横断的 |
| 4 | ①震災 | ②食糧問題 | ③平和問題 | ④災害 | ⑤環境問題 |

問2 次の各文は、**中学校学習指導要領総則解説「第2 教育課程の編成」**に示された「**学習の基盤となる資質・能力**」の内容の一部を抜粋したものである。文中の□1～□6に適切なそれぞれの下記の選択肢①～③の中から一つ選び、番号で答えなさい。

ア 言語能力

言葉は、生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。教科書や教師の説明、様々な資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、□1を受け止めながら自分の思いを伝えたり、学級で目的を共有して協働したりすることができるのも、□2に負うところが大きい。したがって、言語能力の向上は、生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが求められる。

- | | | | |
|---|---------|---------|---------|
| 1 | ① 他者の思い | ② 他人の意見 | ③ 現実 |
| 2 | ① 言語能力 | ② 言語活動 | ③ 言葉の役割 |

イ 情報活用能力

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を□3したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や□4、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。こうした情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤であり、これを確実に育てていくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」へとつながっていくことが一層期待されるものである。

- | | | | |
|---|--------------|-----------|-----------|
| 3 | ① 収集・整理 | ② 整理・比較 | ③ 整理・検討 |
| 4 | ① プログラミング的思考 | ② プログラミング | ③ 情報リテラシー |

ウ 問題発見・解決能力

各教科等において、物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した□5を教科等の特質に応じて図ることを通て、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な学習の時間における□6な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要である。

- | | | | |
|---|-----------|--------|-----------|
| 5 | ① 深い学びの実現 | ② 課題学習 | ③ 課題解決的学習 |
| 6 | ① 体験活動的 | ② 課題学習 | ③ 横断的・総合的 |

問3 次の各文は、**小学校・中学校の学習指導要領の「第1章総則の第2 教育課程の編成」**に示された「**3 教育課程の編成における共通事項**」内容である。誤っているものをア～キから選べ。

ア 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活

動が行えるよう、第2章に示す各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができる。

イ 学年の内容を**2学年まとめて**示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

ウ 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

エ 各教科等の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことはできない。

オ 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることはできない。

カ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

キ 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めることはできない。